

2021年度
流山市医療的ケアの必要な児童の
公立保育所への入所に関するご案内



流山市子ども家庭部保育課

1 対象児童

児童を安全にお預かりするため、以下の要件を満たした方を対象とします。

(1) 年齢

令和3年4月1日時点で3歳児クラス以上に入所できる児童が対象となります。

(2) 医療的ケア

① 喀痰吸引（気管カニューレ内、鼻腔内）

② 胃ろう・腸ろうの管理による経管栄養

※医療的ケアの度合いによってはお預かりできない場合もあります。

※気管カニューレ、胃ろう、腸ろうの再挿入は行いませんのでご注意ください。

(3) 上記の(1)、(2)に加え、以下の条件に全て当てはまる児童

① 同年齢のクラスで集団での活動が行えること。

② 主治医が保育園での集団生活が可能と認めていること。

③ 主治医が保育園での医療行為が必要と認めていること。

※②、③については主治医意見書にて確認させていただきます。

④ 医療行為を開始し6ヶ月が経過しており、常時観察がなくても生命の危険がないこと。

⑤ 看護師等が実施する医療的ケアを妨げずに受け入れられること。

2 受け入れ施設

向小金保育所、東深井保育所

3 受け入れ児童数

各施設1名まで

※各施設に空きがある場合のみ、受け入れが可能となります。

※空き状況は市ホームページにてお知らせいたします。

4 受け入れ時間

午前9時から午後4時まで

入所までの流れ

① 相談受付（保育課）、面談

※保育課にて入所担当及び保健師と相談を受けるとともに面談を行います。

その際に「体験保育に関する申込書」及び「医療的ケアを必要とする児童の保育に関する同意書」を提出いただきます。

※相談については、入所希望月の申込受付締切日の約3ヶ月前までに保育課までご連絡いただき、事前にお電話等で来庁予定日などをご予約ください。

※面談にあたっては、保護者及び児童のみご参加くださいますようお願いいたします。

※面談の際には、母子手帳をお持ちください。また、面談時間は約1時間かかりますのでご注意ください。

② 主治医意見書の提出

※児童の主治医の診断を受けていただき、病状を鑑み医学的見地から集団生活が可能かどうか「主治医意見書」を記載していただきます。その際に保育所生活での注意事項等も記載していただき、保育課に提出していただきます。

③ 体験保育

※「主治医意見書」を提出いただいた後、受け入れを検討する公立保育所にて体験保育を行います（実施期間は児童により異なります）。集団保育が可能か、受け入れできる要件に適するかを判断させていただきます。

※体験保育の日程の調整は、市から連絡がありますのでお待ちください。

約2ヶ月間
(①～④)

④ 受け入れ可能性の検討

※体験保育の様子や主治医意見書を総合的に判断し、受け入れ可能性を検討し、その結果をご連絡します。なお、この時点で入所が決定するわけではありませんので、お気を付けください。

⑤ 申請

※公立保育所にて受け入れが可能である旨連絡があった場合、入所希望月の申込締切日の1ヶ月前に申請書類一式及び「医療的ケア実施申込書」を保育課までご提出ください。ただし、期間内に申込が間に合わない場合は、入所希望月の翌月以降の入所審査となりますので、お気を付けください。

⑥ 利用調整

※利用調整の結果、保留となることもあります。

※利用調整中、入所の候補者となった方には「医療的ケア指示書」をお送りします。書類が届き次第、指定した公立保育所にご連絡ください。

※「医療的ケア指示書」作成のために受診する際には、保育所職員が同行し、主治医に集団生活での注意点、緊急時対応等の確認を行います。

※「医療的ケア指示書」を取得次第、指定した公立保育所にご提出ください。ただし、「医療的ケア指示書」の提出時期によっては、入所希望月の翌月以降の入所となる場合があります。

約
1
ヶ月間
(
⑤
～
⑥
)

約
1
ヶ月間
(
⑦
)

⑦ 受入体制の準備・調整

※提出された医療的ケア指示書をもとに、保育課および保育所にて受け入れ態勢の準備・調整を行います。

※受け入れ態勢が整い次第、市からご連絡いたしますのでお待ちください。
なお、受け入れ態勢の調整・準備には約1ヶ月かかる場合もございます。

⑧ 入所決定

※保護者に承諾通知書をお送ります。

※入所に必要な書類の提出や持ち物、医療的ケアに必要な機材や消耗品等の準備をお願いします。

※児童を安全に預かるため、入所開始から一定期間については保護者付き添いの慣らし保育を行いますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

◎体験保育の流れ（イメージ）

5日間（月～金）を予定（保護者の付き添いをお願いします）

1, 2日目・・・午前中のみ

3日目・・・お昼（お弁当）まで

4, 5日目・・・午睡（お昼寝）まで体験し午後3時ごろに保護者と帰宅

※ 体験保育は児童のご様子次第では、延長する可能性もあります。

※ 体験保育期間は、保護者に医療的ケアをお願いいたします。

持ち物（体験保育時）

- ・保険証
- ・子ども医療の受給券
- ・母子手帳
- ・医療的ケアに必要な物品
- ・オムツ（オムツを使用している児童の場合）
- ・お尻ふき（オムツを使用している児童の場合）
- ・着替え
- ・上履き
- ・帽子
- ・手拭きタオル、汗拭きタオル
- ・お弁当（3日目以降、保護者の分もお持ちください）

※入所後の持ち物については入所決定後に別途保育所より連絡します。